

(1) 第22回合同作業部会でのご意見



2023年9月8日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 第22回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	2	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設＜2＞	（意見） 本仕様のマスターB/Lの登録可能件数はいくつか。 新規事前情報登録、SKA業務は航空にも同様の仕組みがあると思われるが、海上と航空で共通の仕組みや項目とはならないか。	資料では99×99＝9,801件の例を挙げています。 また、SKA業務は航空のものとは別の仕組みとなっており海上、航空それぞれの貨物情報に合わせた項目でご認識ください。
2			（意見） 本仕様の親子関係の関連付けは煩雑と感じる。親B/Lに対する子B/Lの登録可能件数を拡大する対応は考慮されていないのか。	登録件数の拡大について検討いたしましたが、システム負荷等や大掛かりな仕組みの変更を要するため、やむなく拡大は行わないこととしておりますことをご理解ください。
3			（意見） 紐づけ可能な件数が少ないという点についてはご認識いただきたい。	承知いたしました。
4			（質問） 急増する輸入貨物の対応について別議題としてあることを認識しており、そちらは越境ECへの対応と理解している。本案件についても越境ECに関連する内容か。また、SKA業務の入力者はどの業種を想定しているか。	対象とする種別や入力者については現在関税局・税関にて協議している内容となるため現時点での回答は控えさせていただきます。 SKA業務の登録を行う貨物の種類は限定される可能性があり、対象と業種についてはそれを踏まえて今後回答いたします。 （本日まで説明予定）
5			（意見） 1マスターB/Lに対する紐づけ件数が99件というのは、少ない印象である。	ご意見につきましては承知しておりますが、システム負荷等や大掛かりな仕組みの変更を要するため、やむなく拡大は行わないこととしておりますことをご理解ください。
6			（質問） SKA業務を行った場合はNVC01業務の入力は省略されるという理解でよいのか。	NVC01業務による貨物情報の登録は実施していただく必要があります。ただし、SKA業務実施時に選択することで自動的に貨物情報を作成することも可能となります。

1. 第22回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
7	2	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設＜2＞	（意見） NVC01業務、BIA業務を実施している現場の声として、ハウスB/Lが20件を超えた場合の端数のハウスB/Lの誤登録防止の観点から、NVC01業務の登録件数の拡大は検討していただけないか。また、SKA業務を実施するメリットがあればご教示願いたい。	送信件数の拡大については、NVC01業務自体の見直しとなり、現時点で回答は控えさせていただきますが、拡大の要望については承知しております。 資料4ページのとおり、最終的には海上の簡易輸入申告制度の導入を目的としており、SKA業務を実施した者のみが簡易輸入申告を行える、という制度の建付けになっていることをご理解ください。
8			（意見） 前回も同様の質問を行ったが、本件は多数件処理の業務となるか。また、経由するサーバについては航空の多数件処理を行うのか。 件数はどの程度を見込んでいるか、許可後処理の負荷を踏まえて遅延の起きないような仕組みとして検討していただきたい。	処理自体は多数件業務となります。サーバ構成については現在検討中であり、件数の拡大状況と対象者を踏まえて検討を進めてまいります。
9			（意見）（WG後） CFS輸入混載業務に於いて親BL1件に対し子HOUSE BLが従来通り20件迄しか搬入出来ないのは増加する輸入貨物の迅速な搬入出を実現するにあたり残念な部分ではある。	システム負荷等や大掛かりな仕組みの変更を要するため、やむなく拡大は行わないこととしておりますことをご理解ください。
10			（質問）（WG後） 「SKA」この業務は登録だけなのでしょうか？この業務をすることで税関に連絡が行くのでしょうか？	SKA業務は、処理区分として登録のみを想定しており訂正や取消は想定しておりません。 また、登録を実施いただくことで、税関に登録内容が通知されます。

1. 第22回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
11	2	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設＜2＞	（質問）（WG後） ●現在運用されている【航空】の小口貨物における簡易通関（マニフェスト通関）の条件は、以下の4点となっております。 ①HAWBに基づく貨物であって、一のHAWBに係る貨物について関税定率法第14条18号（無条件免税）の規定が適用されるもの（課税価格の合計額が1万円以下であり、かつ、関税定率法施行令第16条の3（関税を免除することを適当としない物品の指定）に指定される品目に該当しないもの。）。 ②消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの。 ③関税法第70条第1項又は第2項（証明又は確認）に規定する他法令の証明又は確認を要しないもの。 ④関税法第71条第1項（原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入）に規定する原産地虚偽又は誤認表示がなされていないもの 【海上】小口貨物における簡易通関の導入に係る業務を新設となった場合、同条件での運用を検討しているのか？ また、無条件免税の額（課税価格の合計額が1万円以下）の変更等は検討されておりますでしょうか？	ご意見ありがとうございます。 関税局・税関において制度の詳細を検討しておりますので、検討に応じて随時ご案内させていただきます。 （本日まで説明予定）

1. 第22回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
12	3	急増する輸入貨物への対応	（質問） プラットフォームのコードは今でも仕出人コードがあるが、それと別のコードになるか。またそのコードは事前に公開され、ユーザーがダウンロードなどで取得できるのか。	仕出人コードとは別のコードを検討しており、掲載方法も併せて検討中です。
13			（質問） プラットフォームのコードは税関・局が決定するものか、またはユーザー側からの申出で追加登録が可能となるものか。	税関において登録を行うか、旧税関発給コードのように代理申請を可能とするか等運用を検討中であり、現時点でお答えできることはありませんが、仕出人コードとは別のコードを検討しております。
14			（意見） プラットフォームのコードを検索する業務を設ける予定はあるか。輸出入者情報照会（IIE）業務のようなものを想定している。プラットフォームの数が増えた場合、都度NACCS上で検索を可能としていただけると利便性が高い。	ご意見を踏まえ、照会業務を設けるかも含めて検討いたします。
15			（意見） EUのIOSS（Import One Stop Shop）のような事業者が番号を取得し、事業者が海外仕出人の情報を当局に提供できるような仕組みについても検討していただけると、通関業者のコード登録の負荷を下げられると思われる。	ご意見につきましては、参考にさせていただきます。
16			（意見）（WG後） 急増する輸入貨物への対応における運送場所等の入力画面および記載事項の実務運用について、早期の開示等をお願いします。	ご意見を踏まえ、検討を進めさせていただきます。

1. 第22回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
17	3	急増する輸入貨物への対応	（意見）（WG後） 急増する輸入貨物への対応 について下記意見があり、「運送場所」「プラットフォーム」への入力は難しいと考えます。 ・ E Cプラットフォームの有無を通関業者は把握していない（把握できない）。 ・ 「運送場所」とは何処を指すのか？ 1次配送先は把握できてもエンドユーザー先までは把握できないケースの方が多い。 ・ 1つの輸入申告でエンドユーザーが複数存在する場合は、全ての運送場所の入力を求められるか？（過去事例で、エンドユーザー先が数十か所存在したケースがあった。） ・ 通関時点で運送先が決まっていない場合もありうる。	ご意見ありがとうございます。 輸入しようとする貨物が通信販売の場合には E Cプラットフォームを記載いただくこととなりますのでご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。 運送場所については輸入申告時点で輸入しようとする貨物の運送契約において運送される場所となり、複数の運送先がある場合は契約で判明している最終配送先となります。 本制度に係る運用及びシステムの仕様について随時ご提示させていただきます。
18			（質問）（WG後） 確認事項 1.通信販売の輸入をするにあたりプラットフォームの記載についてですが、サイト名でよろしいでしょうか。例：amazonやrakutenなど 2.通販貨物識別が否の場合でも、個人輸入として適用されますでしょうか。 プラットフォームですが、invoiceに表記がないケースがあります。理由としてクラウドファンディングなどによる個人生産品サブスクリプションサービスによる返礼品など様々な倉庫業務を請け負うフルフィルメント業者やフォワーディング業者が輸出者より請け負ってinvoiceの入力を行っているケースによる仕出人invoiceが存在する為です。 その為、同じshipperでも取扱サイトに関しての情報は入手できないものがあると懸念されます。	ご意見ありがとうございます。 関税局・税関において制度の詳細を検討しております。検討に応じて本制度に係る運用及びシステムの仕様についても随時ご提示させていただきます。

1. 第22回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
19	3	急増する輸入貨物への対応	（要望）（WG後） 今回輸入申告に関するIDA, MIC, 海上の新たに増設する簡易申告コードですが、各通関業者はRPA化やAI化を促進し、迅速な対応をする為の対策を行っているかと思われます。 必要記入事項が増えることにより、小口SP貨物や一般貨物、通信販売貨物に対するRPAの改修やプラットフォームやサイト経営者より入手する情報が増えることになる為、事前説明や対処に時間を及ぼします。 2025年7月の総合試験運転からでは対処が出来ない業者が続出する為、一刻も早く、開示が必要かと思われますので、情報公開を急ぎ頂きたく、ご要望としてご提出いたします。	業務仕様の提示に向けて、引き続き詳細仕様の検討を進めてまいります。
20			（質問）（WG後） BtoBtoCのビジネス配送モデルで契約を結んでいる貨物を輸入申告する場合、運送する場所の所在地、名称について、BtoB扱いであるため、Cの情報は記載する必要はありませんでしょうか。又、BtoBで複数小口の場合、配送先が複数になるケースがあります。現行の入力フォームですと1か所しか記載が出来ないように見受けられますが、配送先情報の入力はどうなりますでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 運送場所については輸入申告時点で輸入しようとする貨物の運送契約において運送される場所となり、複数の運送先がある場合は契約で判明している最終配送先となります。本制度に係る運用及びシステムの仕様について随時ご提示させていただきます。
21			（質問）（WG後） 運送場所所在地の入力 「輸入の許可がされた後に運送された場所が定められている場合」というのは、例えばDDP、DDUの契約の際、配達先が決まっていればその住所を入力するということなののでしょうか？	